

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動
計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和11年3月31日までの9年間

2 内容

目標1：妊娠中や産休・育児復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和2年4月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和2年9月～ 相談員の研修
- 令和3年1月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均8日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和2年7月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に行う
- 令和2年9月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和3年1月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う

目標3：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を
目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを全社員に配布し、
制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和6年 8月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- ・令和6年11月～ 制度に関するパンフレットの配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知
- ・令和7年 5月～ 社員に再度周知